



2026年12月より

iDeCo制度改正 拠出限度額・加入可能年齢の引き上げ

2026年12月からの変更点① iDeCoに拠出できる掛金の限度額が引き上げられます。

例えば、会社に企業年金がない会社員（第2号被保険者）は月額6万2,000円に引き上げられます。

国民年金の被保険者種別	改正前（2026年11月まで）	改正後（2026年12月以降）
 自営業者など 第1号被保険者	月額 6万8,000円※ ※国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料と合算した金額	月額 7万5,000円※ ※国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料と合算した金額
 会社員・公務員 第2号被保険者	会社に企業年金がない 月額 2万3,000円 会社に企業年金がある、または公務員 月額 2万0,000円※ ※企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額とを合算して、5万5,000円が上限	月額 6万2,000円※ ※企業年金等に参加している会社員・公務員は、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合算額
 専業主婦（主夫）など 第3号被保険者	月額 2万3,000円	月額 2万3,000円（変更なし）
 任意加入被保険者	月額 6万8,000円※ ※国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料と合算した金額	月額 7万5,000円※ ※国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料と合算した金額
 60歳以上70歳未満の 国民年金被保険者以外 （老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を） 受給していない、一定の要件を満たす方	—	月額 6万2,000円※ ※企業年金等に参加している会社員・公務員は、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額の合算額

おさらい！

iDeCoの税制メリット



iDeCoには3つの税制メリットがあります！

1 掛金が全額所得控除

所得金額から年間の掛金を差し引いた金額に課税
（掛金を増額した時の節税効果は下図を参照）

2 運用益も非課税で再投資

通常の金融商品の運用益にかかる
源泉分離課税20.315%が非課税

3 受け取る時も税制優遇措置

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、
一時金の場合は「退職所得控除」の対象

掛金を増やすことでさらなる節税効果！

会社員（および公務員）の方が掛金を増額した場合

※年収500万、所得税10%、住民税10%とした場合の試算（実際の額とは異なる）

節税効果
UP!

現在 毎月 20,000円積立

年間 48,000円

所得税：24,000円

住民税：24,000円

変更後 毎月 30,000円積立

年間 72,000円

所得税：36,000円

住民税：36,000円

※所得控除×税率で算出

かんたん1分！

iDeCo節税
シミュレーションは
こちら

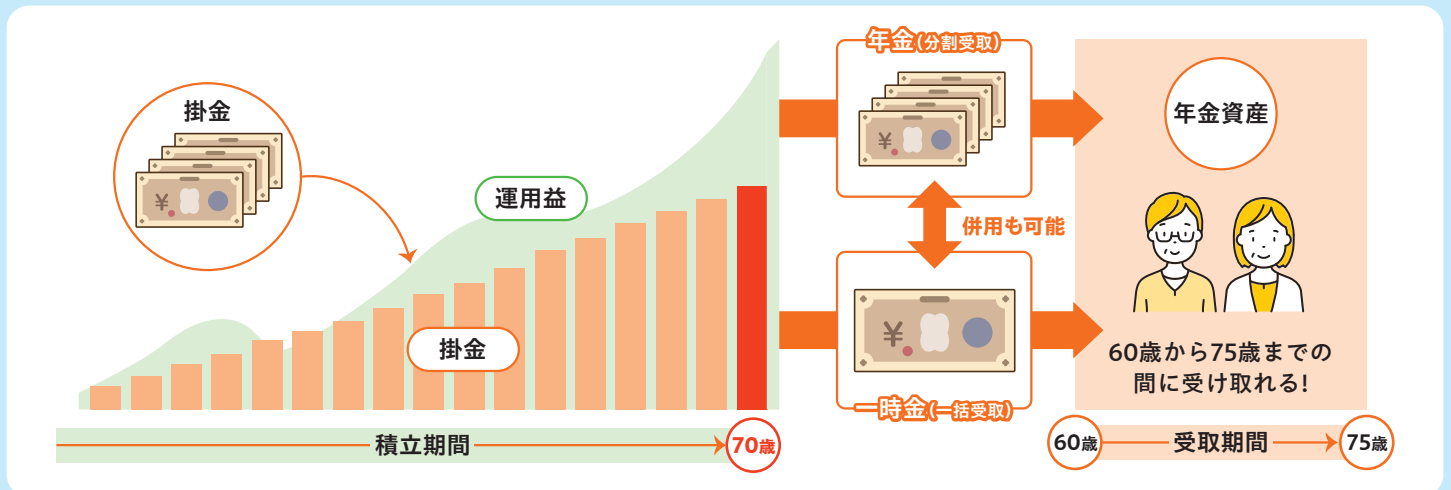


※結果はシミュレーション時の制度に基づき算出します。

※拠出限度額の引き上げ後の節税効果については、2026年12月の制度改正以降にご確認可能です。

2026年12月からの変更点②

iDeCoの加入可能年齢が70歳未満に引き上げられます。
税制メリットを活用しながら老後資金を積み増しすることができます。



iDeCo加入可能年齢引き上げ対象者

対象者は次の①～③のいずれかに該当する国民年金被保険者以外であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給しておらず、マッチング拠出を実施していない方となります。^{※1}

- ①iDeCo加入者 ②iDeCo運用指図者 ③企業年金からiDeCoに資産を移換する方^{※2}



※1 経過措置として2029年11月末までは、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の方も加入が可能です。

※2 企業年金からiDeCoに資産移換をする場合、iDeCoの加入資格を取得した日から3カ月以内の手続きが必要です。

※3 iDeCoの加入を継続する場合、手続きが必要となることがあります。

掛金額変更

2026年12月の制度改正対応に伴い、掛金額の変更内容によってお手続き方法が異なります。
掛金額変更をご希望の方は、お近くの〈ろうきん〉またはろうきんiDeCo専用コールセンターまでお問い合わせください。

iDeCoスペシャルサイトのご案内



ろうきんiDeCo新規申込

Web申込にてお手続き可能です。

※iDeCo加入可能年齢引き上げ対象の方については、書面での
お手続きが必要になります。詳しくはお近くの〈ろうきん〉また
はろうきんiDeCo専用コールセンターまでお問合せください。



「iDeCo」個人型確定拠出年金の留意事項

●iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。●障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(通算加入者等期間が10年に満たない場合、給付を請求できる年齢が通算加入者等期間に応じて繰り下がります。なお、給付の請求は75歳前までに行う必要があります。)●投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。●本チラシは作成時点における税制・関係法令等に基づき作成しております。●今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。●個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご確認ください。

(2026年8月1日現在)

詳しい
お問い合わせは

ろうきんiDeCo
専用コールセンター 0120-320-615
平日(月曜～金曜) 9:00～19:00 [土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業]

